

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-731100-BD-02)

対象製品 : ハム・ソーセージ類

Product Category Rule for
“ham・sausage”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「ハム・ソーセージ類」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2022 年 4 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 山岸 健 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 □ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-731100-BD-02	2022年4月1日	改訂 プログラム名称変更
PA-731100-BD-01	2020年6月3日	認定 (エコリーフとCFPプログラムの統合により、CFPプログラム「PA-AI-05 ハム・ソーセージ類【第5版】」CFP-PCRを元に新規作成)

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「ハム・ソーセージ類」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	次に記載する「日本農林規格」または「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」で規定される製品を対象とする。この PCR の策定にあたって参照した「日本農林規格」および「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」を附属書 A に記載する。 ① 日本農林規格 ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類 ② ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 ハム類、プレスハム類、ソーセージ類、ベーコン類、その他の食肉製品 以上の 13 製品群をまとめて、以後「ハム・ソーセージ類」と記載する。
2-2	機能	次のうちいずれかの機能を与えるものを対象とする。 1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの
2-3	算定単位 (機能単位)	次の機能単位で算定する。 1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 販売単位 2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの 製品 (中身) 重量 1 kg
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・ 本体 (中身および容器包装)、付属品 容器包装は、提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	次の規格および規約を引用する。 ・ 日本農林規格 (ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類) ・ ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約 本文書では (2-1) および附属書 A にて引用している。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	① ケーシング 次に掲げるものを使用した皮または包装をいう。 ・ 牛腸、豚腸、羊腸、胃または食道 ・ コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム ・ 気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の質を有する合成フィルム ② 種もの 豆類、野菜類、ナッツ類、果実、穀類、海藻、食肉製品、卵製品、乳製品、魚介類およびフオ

		<p>アグラ。</p> <p>③ 付属品 製品に、常時、添付または同梱される物品（マスタードなど）をいう。</p> <p>④ 塩漬 「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」で定められた塩漬をいう。</p> <p>⑤ 家畜 豚、牛、馬、めん羊または山羊をいう</p>
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <p>1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】 次のプロセスは、ライフサイクル全体への寄与が低いいため、カットオフ対象としてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品輸送時の輸送経由地（流通倉庫、配送センター等）の倉庫管理プロセス ・製品輸送に係る輸送資材の製造、輸送および廃棄プロセス ・製品喫食後に発生した食品残渣の輸送および廃棄プロセス
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	

6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。	
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 但し、物理量（質量）以外を基準とした配分を行う場合（金額比など）は、その根拠を示す必要がある。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>	
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書C（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>	
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
7	原材料調達段階に適用する項目		
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 「原材料」の製造および輸送に係るプロセス ② 「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス	
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。	
	① 「原材料」の製造および輸送に係るプロセス		
	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名

		<p>「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの投入量</p>	一次	「原材料」 製造原単位 または 7-3【家畜、家禽もしくは家兎の生育プロセスの算定に関する規定】に従う
		<p>「肉類、肉類の調製品、魚肉もしくは鯨肉、食品添加物、調味料、香辛料、結着材料、ケーシング、種もの、その他原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</p>	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		② 「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		<p>「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量</p>	一次	「容器包装」 「付属品」 製造原単位
		<p>「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</p>	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・輸送手段ごとの「輸送重量」</p>		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>【家畜、家禽もしくは家兎の生育プロセスの算定に関する規定】 肉類を原料として使用し、「家畜、家禽もしくは家兎」の生育プロセスを自主的に評価する場合には、次に示す考え方にに基づき算定すること。 ・対象となる生体に直接給餌する飼料に加えて、繁殖用の生体に給餌する飼料も 算定対象に含める。 ・家畜が行う消化管内発酵により発生するメタンガス、また、排せつ物処理により発生するメタンガスおよび一酸化二窒素について算定対象に含める。なお、繁殖用生体についても飼料と同様に算定対象に含める。 ・生育プロセスにおいて発生する廃棄物の処理プロセスを含める。 ・バイオマス由来の二酸化炭素発生量については、カーボンニュートラルとみなし気候変動の影響評価には含まない。ただし、その他の環境影響の評価に含める。 ・飼料を生産する際の農地土壌における炭素貯留プロセスは算定対象外とする。 ・家畜の排せつ物を肥料(液肥など)として土壌中に還元する場合は、「廃棄物」に含めない。 ・動物用医薬品、飼料添加物はカットオフの対象とする。 ・副産物として生産される原皮および内臓等のと畜副産物は、価格が食肉に比して極めて安価(1%未満)なため、配分の対象としない。</p>		

7-4	シナリオ	<p>【生体由来の排出物に関するデータ収集】</p> <p>次に示す生体由来の排出物について、一次データの把握が困難な場合には、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」に記載されている考え方および方法に基づき算定してもよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生体の消化管内発酵によるメタンガス発生量 ・ 排せつ物の処理によるメタンガスおよび一酸化二窒素発生量 ・ 窒素肥料を起源とする一酸化二窒素発生量 																											
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																											
8	生産段階に適用する項目																												
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 本体の中身の生産（貯蔵、荷受、調合、処理、塩漬、配合、充填、加熱・冷却、スライス、検査、保管、梱包等）プロセス</p> <p>② サイト間輸送プロセス</p>																											
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 本体の中身の生産（貯蔵、荷受、調合、処理、塩漬、配合、充填、加熱・冷却、スライス、検査、保管、梱包等）プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「排出物等」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																											
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																											
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																											
「排出物等」 ※2																													
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																											
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																											
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																											

		<p>「排出物等」 ※2</p> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。</p> <p>※2 排出物に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハム・ソーセージ類」の生産量 ・「共製品」の生産量 	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位												
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												
大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—												
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
9	流通段階に適用する項目													
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>1. 「食品」として家庭に提供され消費されるもの 製品生産サイトから店舗（宅配の場合は家庭）までを対象とする。なお、卸店舗から小売店舗までの間の倉庫保管は考慮しない。</p> <p>2. 「原材料」として事業者等に提供され加工されるもの 算定事業者の関与する範囲を対象とする。</p> <p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス 輸送プロセスにおいて、冷凍、冷蔵、チルド」輸送を行う際には、冷蔵負荷を対象とする。</p> <p>② 販売プロセス 販売プロセスは対象外とする。</p>												
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位						
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位												

		「水」 「燃料」 「電力」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
		「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「副資材（輸送用資材）」 製造原単位
		「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位
		「排出物等」 ※2		
		② 販売プロセス 算定対象外とする ※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。 ※2 排出物等については、7-2 に準ずる。		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-5	その他	【冷凍、冷蔵、チルド輸送に関する規定】 冷蔵、チルド輸送を行う場合は、冷凍車、冷凍コンテナ船の原単位を使用して算定してよい。		
10	使用・維持管理段階に適用する項目			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 家庭における保管プロセス 家庭に提供される製品において、冷蔵、冷凍、チルドの保管が必要な場合のみ対象とする。 ② 家庭における調理プロセス 家庭に提供される製品において、加熱調理が必要な場合（製品パッケージ等において加熱調理が必須と記載されているもの）のみ対象とする。		
10-2	データ収集項目	次表に示すデータを収集する。		
		① 家庭における保管プロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「電力」 家庭保管プロセスへの投入量	シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位
		② 家庭における調理プロセス		

		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「水」 「燃料」 「電力」 家庭料理プロセスへの投入量	シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位
		「排出物等」 ※2		
		※2 排出物等については、7-2 に準ずる。 【シナリオを適用するための一時データ収集項目】 ・「製品」保管重量 ・「製品」調理重量		
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-4	シナリオ	① 家庭における保管プロセス 「電力」の投入量は、以下の式で求める。 $\text{電力投入量} = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{販売単位重量}[\text{kg}]) \times 1.06\text{kWh} \times \text{製品容積}(\text{L}) \times \text{賞味期間}(\text{年})$ シナリオの考え方を附属書 D (参考) に示す。 製品容積は、製品の縦、横、高さ (いずれも最大値) を乗算して求める。 「製品」の冷蔵、冷凍、チルドの保管が必要な期間は、賞味期間のすべてとするが、実際の保管期間が賞味期間と大きく異なる場合は、別途設定してもよい。 ② 家庭における調理プロセス 「水」、「燃料」、「電力」の投入量は、製品に記載された調理方法を基に、次の式に従って算定する。なお、本プロセスは、製品に調理 (加熱) が必須と記載されているものに適用する。必須の調理方法でない場合には、適用することも可能である。 ・ガスコンロの場合 $\text{燃料投入量}[\text{m}^3] = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{調理物全体重量}[\text{kg}]) \times 0.332[\text{m}^3/\text{h}] \times \text{加熱時間}[\text{h}]$ ウィンナー等のボイル (茹でる) 調理を算定する場合には、水を沸騰させるための燃料投入量を加算する。燃料は、都市ガス 13A とする。 ・電子レンジの場合 $\text{電力投入量}[\text{kWh}] = (\text{算定単位重量}[\text{kg}] / \text{調理物全体重量}[\text{kg}]) \times 1.43[\text{kWh}] \times \text{加熱時間}[\text{h}]$ シナリオの考え方を附属書 D (参考) に示す。 製品に調理方法が記載されていない場合は、附属書 D (参考) の D4. 汎用的調理シナリオを用いて算定する。		

10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目										
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス 家庭に提供される製品において対象とする。									
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量</td> <td>シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	シナリオ	「各処理方法」 処理原単位									
「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位									
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
11-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目										
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
12-2	インパクトカテゴリおよび特性係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
13	宣言方法										
13-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品質量									
13-2	エコライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・気候変動									
13-3	エコライフサイクルインベントリ分析関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
13-4	エコライフ材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									

13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。
13-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】 次の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用・維持管理段階の調理プロセスにおける算定方法（シナリオ） <p>【推奨表示内容の規定】 次の項目について記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装の投入プロセスについて平均値を使用した場合には、「容器包装の種類」等について平均値を使用した旨 ・ 宅配等における家庭への輸送プロセスについて地区毎（郡、市毎など）にまとめて推計値を使用した場合には、推計値を使用した旨
13-8	その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ・ ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・ 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等）
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

附属書 A : 引用規格および規約 (参考)

この PCR 策定において参照した規格および規約は次のとおり。

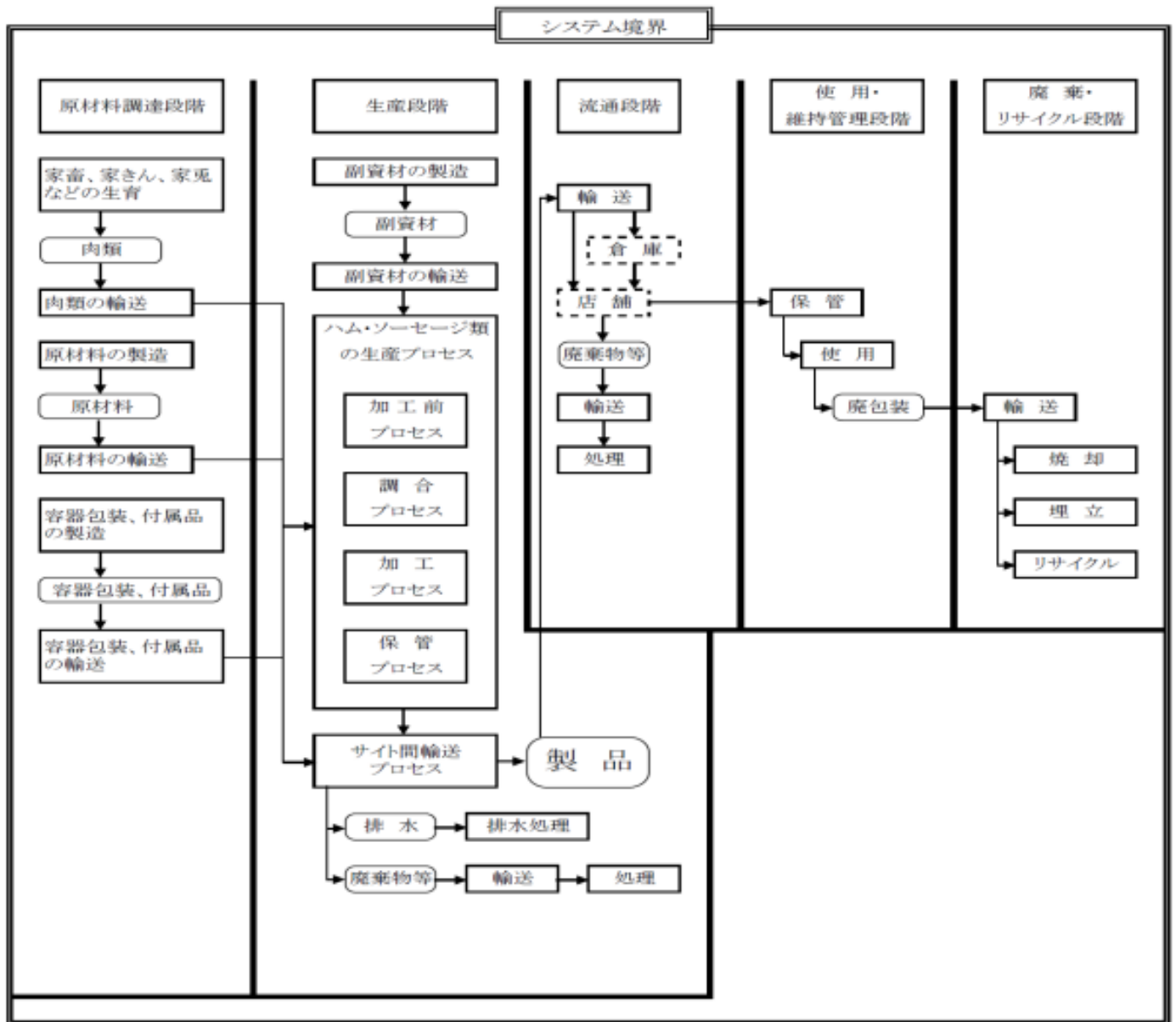
- A1.ベーコン類の日本農林規格
- A2.ハム類の日本農林規格
- A3.プレスハムの日本農林規格
- A4.ソーセージの日本農林規格
- A5.混合ソーセージの日本農林規格
- A6.熟成ベーコン類の日本農林規格
- A7.熟成ハム類の日本農林規格
- A8.熟成ソーセージ類の日本農林規格
- A9.ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約

上記の日本農林規格および公正競争規約は、次のウェブサイトにて閲覧可能である。

- 日本農林規格 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikaku_itiran2.html
- 公正競争規約 https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/021.pdf

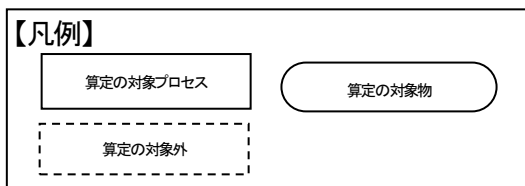
附属書B：ライフサイクルフロー図の例（参考）

B1. 「食材」として提供され家庭で消費されるもの

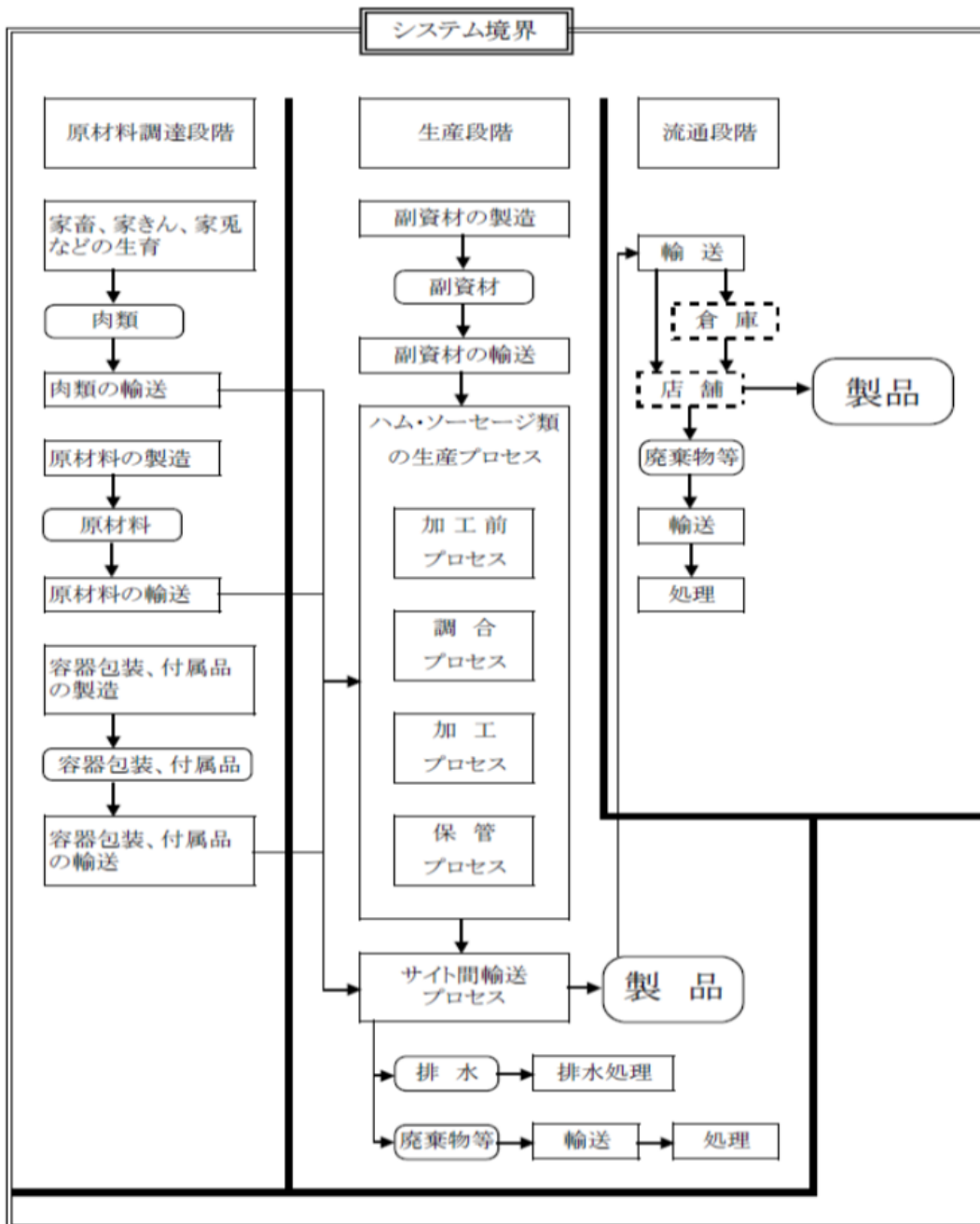


※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は参考として生鮮食品のライフサイクルの概要を示している。製品種別に応じてフロー図を作成すること。



B2. 「原材料」として事業者提供されるもの



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※凡例は、B1 と同様

附属書C：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

C1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

C2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (62%)
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港) (自国内輸送、港→納品先)	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (62%)
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船 (>4,000 TEU)
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送距離> 500km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> default (58%)
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送距離> 50km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (62%)
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送距離> 500km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (58%)
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船 (>4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (62%)
	生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default (62%)
	家庭へ宅配する場合 (店舗・集積場等→家庭)	<輸送距離> 10km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> default (58%)
	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送距離> 100km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> default (58%)
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送距離> 100km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> default (58%)

附属書D：使用・維持管理段階のシナリオの考え方（参考）

D1. 保管シナリオ

家庭用冷蔵庫の年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の70%として算出し、得られた値(1.06kWh/年)を製品容積1リットルあたりの年間消費電力量とする。

冷蔵保管に使用する冷蔵庫としては、次の条件のものを選択した。

- ・冷却方式 間冷式
- ・定格内容積 401～450リットル（平均415リットル）
- ・年間消費電力量 309kWh/年（平均値）

出典：「省エネ性能電子カタログ 2020年4月1日」（資源エネルギー庁）

D2. ガスコンロの燃料投入量

燃料は都市ガス13A（熱量45.6MJ/N³）を使用するとする。

製品に係る燃料投入量＝（製品重量[kg]／調理全体重量[kg]）×燃料投入量[m³/時間]×加熱時間[時間]

燃料投入量＝ガスコンロのガス供給能力／都市ガス13Aの熱量、で算出する。

ガスコンロのガス供給能力は一般家庭用で市販されているガスコンロの最大値である4.2kWとする。

D3. 電子レンジの電力投入量

普及率の高い電子レンジ機種（NE-M264）の消費電力から、電子レンジの1時間あたりの消費電力を1.43kWhとする。

D4. 汎用的調理シナリオ

<シナリオ>

エネルギー使用量（電力投入量、都市ガス投入量およびLPG投入量）については、一世帯当たりの電気、ガスの投入量のうち調理（厨房）向けを一世帯当たりの加熱調理する食料品の購入重量（可食部分）で除して商品1kgあたりの入出力量とする。

入出力項目	入出力量（※1）		算定根拠
電力投入量	0.379	kWh/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかる消費電力（世帯当たり）年間の商品使用にかかる消費電力 ＝（Ⅱ）年間の厨房用消費電力 ＝194千kcal/世帯・年（※2） ・加熱調理する食料品（可食部分）1kgあたり 194千kcal/世帯・年÷595.877kg/世帯・年（※3） ＝326kcal/kg ＝0.379kWh/kg
都市ガス投入量	2.13	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかる都市ガス消費量 ＝（世帯当たり年間）年間の厨房用都市ガス消費量 ＝303千kcal/世帯・年（※2） ・加熱調理する食料品（可食部分）1kgあたり 303千kcal/世帯・年÷595.877kg/世帯・年（※3） ＝508kcal/kg ＝2.13MJ/kg
LPG投入量	2.32	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの年間の商品使用にかかるLPG消費量 ＝（世帯当たり年間）年間の厨房用LPG消費量 ＝331千kcal/世帯・年（※2）

		・加熱調理する食料品（可食部分）1 kg あたり 331 千 kcal/世帯・年÷595.877 kg/世帯・年（※3） =555 kcal/kg =2.32MJ/kg
--	--	---

※1 可食部分 1 kg あたり。調味料は投入量全てを可食部分としている。

※2 世帯当たり厨房用年間消費エネルギー：電力 194 千 kcal/世帯、都市ガス 303 千 kcal/世帯、LPG331 千 kcal/世帯、石炭等 2 千 kcal/世帯

出典：省エネセンター「エネルギー経済統計要覧 2009」、「II. 最終需要部門別エネルギー需要 2. 家庭部門（5）家庭部門世帯当たり用途別エネルギー源別エネルギー消費量」（2007 年度分）

※3 食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量: 595.877 kg/世帯・年

出典：2007 年総務省家計調査（2007 年分、2 人以上の世帯）、ただし、食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量は、データが把握できるのが 429.011kg/世帯・年であり、データの不明な品目について金額の比で補正した（要加熱食品の購入金額（全体）：390,630 円/世帯・年、うち重量判明分 281,240 円/世帯・年）出典：2008 年総務省家計調査（2007 年分、2 人以上の世帯）、ただし、食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量は、データが把握できるのが 421.695kg/世帯・年であり、データの不明な品目について金額の比で補正した（要加熱食品の購入金額（全体）：383,707 円/世帯・年、うち重量判明分 274,317 円/世帯・年）